

支部ニュース

団東京

2009年8月 No. 429

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

- 異議あり！2016石原オリンピック連絡会・
コペンハーゲンへの道のり……………高石育子
- 住まいの貧困ビジネス～追い出し屋事件について
若手学習会報告……………林 治
- 「教育のつどい」に結集しよう！……………新村響子
- 吉祥寺で街頭宣伝・労働生活相談会をやりました♪……………中川勝之
- 団東京支部のホームページを開設します
団員、事務局の皆さんの日常を紹介する原稿をお寄せください
- 団支部幹事長大森剛三郎さんのこと……………宮川泰彦
- 大森鋼三郎先生 さようなら……………中野直樹
- 幹事会議事録
- 日誌

異議あり！2016石原オリンピック連絡会 コペンハーゲンへの道のり

高石 育子 事務局次長

1 はじめに（オリンピック運動の真の発展を願って）

前回までの支部ニュースでお伝えしているとおり、異議あり！2016石原オリンピック連絡会（東京支部、新日本スポーツ連盟を事務局団体とし、自治労連、東京地評などからなる団体。以下「連絡会」という。）は、よりよいオリンピックのために活動を続けている。

開催都市の決定は、コペンハーゲンで行われるIOC総会の中で10月2日に行われる投票で決定する。そのため、現在の連絡会の運動は、10月2日に向けて進められている。

2 オリンピック招致委員会を訪問する！

7月30日、連絡会の代表5名が、東京都庁内にあるオリンピック招致委員会を訪問した。

連絡会は、事前に、今回の開催計画についての質問事項を送付した。当日は、私たちの質問に対するオリンピック招致委員会の回答を受けるという形で行われた。

我々の質問は、競技施設に関する件から、予算、財政の面（民間資金の納入状況）、東京都のスポーツ振興政策、インフラ整備を主眼とする「10年後の東京」計画と招致計画の関係など、多岐に渡った。

東京都の開催計画では、中央区の晴海埠頭がメインスタジアムに予定されている。晴海埠頭は、埋め立て地であり三方が海に囲まれ、最寄り駅からも遠く、アクセスの非常に悪い場所であることから、10万人の観客等の輸送手段の計画の具体的内容を質問した。その回答は「開催計画が決まってから検討する。」というものであった。10万人の観客の輸送は最重要事項の一つであると思うが、未検討という回答に驚いてしまった。担当者は、「北京ができたのだから、東京が出来ないわけがない。」と続けた。

遊泳禁止である水域が、屋外水泳会場に指定されていることについて、水質浄化の具体的計画についても質問をした。それにたいして、「お台場の海が遊泳禁止なのは、水深が深いことと、水上バスのルートとなっているからであり水質汚染が原因ではない、と東京都から聞いている。」との回答。「水質調査結果は把握しているのか。」と聞くと、「知らない。遊泳禁止は水質汚染が原因ではないと聞いているのだから、それ以上、水質調査の内容など知る必要はない。」との回答。あきれてしまった。夏には赤潮・青潮が発生し、海底にはヘドロによって硫化水素臭のするあの東京湾で、トップアスリート達を泳がせて良いと考えているのであろうか。

また、34ある施設のうち7割は既存施設、という東京都の立候補ファイルでのアピールに対して、既存とっている23施設のうち、8施設は実質的に新設ではないか（既存施設を取り壊して、あるいは既存施設の横に、新規施設を建設する内容のため）という指摘に対する回答は、「I O Cにも、『壊して新しいものを建てるなら新設じゃないか』と言われました。だから、今は、既存施設を7割使う、という言い方はしていません。34のうち、半分の17が既存施設です、という言い方をしています。」とのことであった。立候補ファイルのごまかしは、以前から私たち連絡会が指摘し、I O Cにも意見を伝えていたものである。I O C評価委員の目もふしあなではなかった。私たちの運動が一定の効果があったということであろう。

その他様々な質問をし、回答を受けた。実際に招致委員会の方達に会い、直接話を聞いたことはとても意義のあるものであった。

今回の回答も盛り込んで、私たちの意見をI O Cに伝えていく予定である。

3 I O Cに私たちの連絡会の意見を伝える！

I O Cでは、9月2日を目処に、各立候補都市（東京、シカゴ、リオデジャネイロ、マドリード）の各評価報告書が出される。

評価報告書が出されるタイミングに合わせて、連絡会の意見をI O Cに伝える予定である。

この意見書の作成を現在進めている。

意見書の送付と同時に、I O C委員に直接我々の意見を伝えたいのでコペンハーゲンでお会いしたいと申し入れる予定である。

6月にはシカゴでの反対運動の代表者が、事前のアポなしにI O Cを訪問したが、I O C側は広報部長といった一定の権限を持った人物が対応し、面会している。

そのため、私たちの面会の申し入れに対しても、I O Cは誠意ある対応をしてくれるものと期待している。

コペンハーゲン行きは、コペンハーゲンでI O C総会が行われる9月29日～10月2日に合わせて、日本を9月28日に出発し、現地には10月3日まで滞在する予定である。

現地では、ロビー活動も行う予定である。

4 コペンハーゲン行きのお誘い

東京支部のメーリングリストでは、すでに、横山事務局長が、コペンハーゲン行きのお誘いをしているところです。興味のある方は、ぜひ一緒に行きませんか。旅費や現地での費用はもちろん自費です！同時に、コペンハーゲンでの通訳費用などの経費を賄うためのスポンサー（カンパ）も大募集中です！！（*^-^*）

住まいの貧困ビジネス～

追い出し屋事件について 若手学習会報告

林 治 代々木総合法律事務所

1 現在急速に広がっている貧困層をねらった住居をめぐる「貧困ビジネス」事件が全国各地で多発している。「貧困ビジネス」とは、湯浅誠さんによれば「貧困層をターゲットにしている、かつ貧困からの脱却に資することなく、貧困を固定化するビジネス」のことである。

住居は生活の基盤であるが、住居を確保するには通常は初期費用として賃料の5～6ヶ月分の費用が必要である。しかし、貧困層にはその費用を用意できない。

また、保証人を立てることができない人も貧困層には多い。路上生活からアパートに入居する際にも保証人を立てられないことが、アパート入居の障害になることが珍しくない。

2 年越し派遣村では、労働者保護の貧困、社会保障の貧困、住まいの貧困が明らかになった。住まいは、本来年金や医療などと同様に社会保障の一環として国の責任で保障すべきものである。

しかし、国は低所得者向けの公共住宅を整備することはせずに、民間住宅に住宅政策を任せているのである。西ヨーロッパでは公共住宅の割合は15～20%であるが、日本ではわずか7%にすぎない。

そのため貧困層は、初期費用が安く上がる「敷金ゼロ・礼金ゼロ」のゼロゼロ物件や、身近な人に保証人がお願いできないために家賃保障会社を利用せざるを得ないのである。

このような会社が、追い出し行為という違法な自力救済、脅迫的・詐欺的な取り立て、滞納を示す貼紙の掲示、頻繁な電話、などを行っているのである。

3 そのような貧困層をねらった事件のうちで、最初に出会ったのがスマイルサービスと

いうサブリース業者の事件である。

この業者はゼロゼロ物件を取り扱っているが、民法の信頼関係破壊の法理、借地借家法を逸脱するため「施設付鍵利用契約」なる契約を結ばせるのである。つまり、部屋を貸しているのではなく鍵を貸しているのであり、その結果施設としての部屋に入れるということなのである。実際に契約書には「賃貸借ではありませんので居住権、営業権については認められません」と明記しているのである。

しかも、1日でも家賃の支払いが遅れると鍵を交換して居住者を追い出し、新しい鍵を取得するためには「違約金」などの名目で1万5000円から2万1000円もの金銭を支払わせ、違約金すら支払えない場合には荷物を処分してしまうという違法の限りを行っていたのである。

この業者に対して損害賠償請求を提訴した。このことがマスコミでも大きく取り上げられ、しかも荷物撤去された原告については住居侵入と窃盗で刑事告訴も行った結果、スマイルサービス側から和解の提案がなされ、この種の事件としては破格の金額で和解が成立した。

- 4 もう一つとりあげたのは、2008年10月に破産した家賃保障会社リプラスを引き継いだ家賃保障会社レントゴーというところが、かつてのヤミ金のような違法・悪質な取り立てを行っている事件である。

居室の前で「30過ぎて家賃も払えないようなヤツは人間のクズだ」などと叫ぶ、家賃滞納を示す貼り紙を玄関ドアに貼り付ける、請求書を送りつけてくる度に滞納月数と請求金額、支払先口座が異なるなど振り込め詐欺まがいの請求をする、など極めて違法性の高い行為を行っていた。

この会社は、追い出し行為を行うことを大家に対して公言しており、違法性の認識の欠如が著しい会社である。「家賃を滞納する人がいても、ちゃんとこちらで追い出しをしますので、安心してください」と違法な自力救済を行うことを大家に対して謳い文句にしているのである。

- 5 貸金業法の規制が厳しくなって、荒っぽい取り立てができなくなったかつてのヤミ金が、不動産賃料回収業にシフトしてきているという指摘もあり、今後もこういった違法・悪質業者は出てくるものと思われる。

ぜひ、自由法曹団の方々にもこの問題を知っていただき、賃借人保護、ハウジングブア解消のための活動に参加していただきたい。

以上

「教育のつどい」に結集しよう！

新村 響子 旬報法律事務所

本年8月21日～23日に、「教育のつどい」が東京で開催されます。

この「教育のつどい」は、教職員を中心に開催されていた「教育研究集会」を発展させ、広く教育や学校づくりの場にしよう企画されているもので、毎年場所を変えて全国単位で行われています。その開催地が今年は東京に決まりました。

つどいは、初日に行われる全体会と、翌2日間で行われる分科会で構成されています。

初日である8月21日の全体会では、あさのあつこさんの講演などが行われます。

また、分科会は、数カ所の会場を使用して29ものテーマごとに分科会が行われ、たとえば「考えよう、道徳と学力」「貧困と格差から子どもたちを守ろう」といったテーマで議論が行われる予定です。

子どもの貧困、教育格差、改悪された教育基本法による問題など、現代社会のひずみが教育に与える影響はだんだん大きくなっているように感じます。「教育のつどい」では、全国から集まった教育者や市民がさまざまなテーマに取り組みます。

みなさんも、憲法に基づいた教育を実現すべく、ぜひ「教育のつどい」にご参加ください。

なお、分科会など詳細な内容につきましては、実行委員会（電話03-5211-0123）までお問い合わせください。

【日程】

- 8月21日（金） 13時～16時 全体会@日比谷公会堂
17時30分～20時30分 教育フォーラム
22日（土） 10時～18時 分科会@都内各会場
23日（日） 9時30分～16時 分科会@都内各会場



吉祥寺で街頭宣伝・労働生活相談会をやり ました♪

中川勝之 事務局次長

当初7月21日に予定していましたが、天候不良により急きょ7月30日に変更となりました。何とか団員3名は確保したものの告知が不十分でどうなることやらと思いましたが、自分の事務所（東京法律）の事務局2名と地元みたか法律事務所の吉村さん、そしてつながりのある労働組合の方2名が来て8名での宣伝となりました。

サンロード商店街の入口でしたが、駅へ向かう人、駅から帰る人等通行人は多数いました。今回はチラシを黄色にして裏に簡単に労働・生活保護・借金についての豆知識も印刷しました。民主党市議がすでに宣伝をしていたのですが、30分で譲ってもらいました。

相談件数は4件でした。ティッシュへのチラシの封入も現場でやりつつ配り始めると、まず若い女性が雇用保険、社会保険について尋ねてきました。社会保険の加入が3、4ヶ月遅れ、雇用保険については試用期間中を加入させていなかったとのこと。別の男性は彼女が上司のパワハラが原因でうつ病になって約1年休職中であるが復職したいとの相談でした。その他、交通事故と土地問題の相談があり、前者についてはみたか法律事務所を紹介しました。相談者席が2人分で一時期いっぱいになったので、ひょっとするとまだ相談を希望した方はいたかもしれません。約2時間でティッシュ1000個を配りきりました。ちなみに7時ころからは青年会議所の方が数人来て北方領土問題の署名を熱心に呼びかけていました。

アキバ，原宿，そして吉祥寺での街頭宣伝を行ってきて，日比谷での派遣村やそれに引き続き相談活動の広がりの中で，法律事務所等へ行って相談するまでははばかれるけれども，ちょっと相談できるのであれば聞いてみようかという方は増えているのではないかと感じます。前記彼女の件で相談してきた男性も，吉祥寺によく来ているけれどもこうした相談会はやっていたんですかと待っていましたというような反応でした。団支部としては，相談会やります，マスコミさん報道して下さい，電話や来所待っています，というような受け身の姿勢ではなく，そこまで来ない方へ打って出ようということでこの間街頭宣伝を行ってきました。反応も良いのでもっともっと回数を重ねていきたいと思えます。

今回は9月を予定していますが，日時及び場所は未定です。追って，MLやファクスでお知らせしますので参加よろしくお願ひします。



**団東京支部のホームページを開設します。
団員，事務局の皆さんの日常を紹介する原稿をお寄せください。**

遅ればせながら，今秋，団東京支部のホームページを開設いたします。

現在，支部事務局では，ホームページの作成作業を進めています。

ホームページでは，団員が取り組んでいる活動として，事件活動だけでなく，余暇（？）活動も紹介しようと考えています。

スポーツ観戦記，ペットの話，家族の話，その他なんでも構いません。団員，事務局の皆さんの日常のひとつまをご紹介いただければと思っています。

原稿を団東京支部 (dantokyo@dream.com) までお寄せください。

団支部幹事長大森剛三郎さんのこと。

宮川泰彦 東京南部法律事務所

87年箱根湯本支部総会にて私は支部事務局長に選任された。しかし、同時に選任されるはずの新任幹事長のなり手がいない。退任挨拶と暫定幹事長挨拶を述べるため、青柳孝夫さんの大柄な身体とあの大きな顔が壇上を右往左往していた姿が今も目に浮かぶ。菊池紘さんが、幹事長不在を解消すべく大森剛三郎さんに幹事長就任を働きかけた。大森さんは3年前に町田に事務所を設け、萬事彼なりのペースを確立した頃だったようだ。彼は、相当面食らったようである。しかし、彼はそれほど深くは悩まなかった（と思われる）。

大森剛三郎さんは、幹事長を引き受けた気持ちを、「義を見てせざるは勇なきなり」と表している。

当時、団支部は、代用監獄を本来監獄に格上げしてえん罪を生み出す刑事拘禁2法（刑事施設法・留置施設法）を阻止するたたかいと、三宅島島民を中心としたNLP基地反対闘争に積極的にかかわっていた。

首都の労働団体、法律家団体との共同行動が展開された拘禁2法廃案を目指す運動について、大森さんは、支部拘禁2法対策本部長として日比谷野外音楽堂の集会などで熱を込めた挨拶・訴えをした（余りも意気込んだせいか、訴える大きな声がむせんでしまったこともあった）。

87年9月1日、三宅島で、NLP基地建設に向けた気象用観測機設置工事強行を阻止しようとして、婦人を含め多数の島民がスクラムを組んで座り込みを実行した。そのうち、14名が逮捕された。団支部は、弾圧調査と島民激励と交流のため、三宅島に向かった。団長は大森さん。ところが、団長が出船間近になっても姿を表さない。日の出棧橋と竹芝の棧橋を間違えたのだ。大森さんは、皆に心配かけたことの詫びも兼ねて、船内で呑む酒をタププリ買い求め、船内では和やか懇親が行われた（なお、入団2年目の青年だった佐藤誠一現幹事長もその懇談の中にいた）。

大森幹事長の「たたかいのあるところ、団と団員あり」との思い、創意ある反対運動展開を直に見た島民に対する思いから、彼は支部総会を三宅島で行うことを提案していたが、事務局長宮川の反対で実現できなかった。

宮川は「三宅総会の意義は十分にある」としながらも、大島とは異なり三宅島は遠く、天候による船便の安定性に問題がある、「もし、1日でも帰りが遅れたら？ 予定日に船が三宅に着けない場合は総会はどうする？」との問題点を提起した。事務局会議では彼の提案は通らなかった。

彼は、「自由法曹団東京支部の20年」の中で、「緻密な宮川事務局長のもとで、若い有能な次長や幹事にささえられて・・・」と思い出深い2年間と述べている。とともに「それにしても残念だったのは、私が力説した団東京支部三宅島総会が種々の理由で実現できなかったことである」とも述べている。

事務局長は支部の運営については多角的にチェックしたうえで判断しなければならない。しかし、大森さんの「たたかいあるところ、団と団員あり」の作風にブレーキをかけたことはなかっただろうか。

大森さんは、支部活動にかかわらず、何かに取り組む以上は、「明るく」「楽しく」の心でかかわっていたようだ。彼は、側で見ている私からも2年間の支部幹事長職を「楽しく」務めたと思う。語らいもした。デモもした。酒も呑んだ。

大森剛三郎さんが語った「義を見てせざるは勇なきなり＝人の道として当然行うことを知りながら、これを実行しないのは、勇気がないというものである（論語）」の言葉を大事にして、ささやかでも良い、勇気をもって生きたいと思う次第である。大森剛三郎さんありがとうございました。

大森鋼三郎先生 さようなら

中野 直樹 弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所

7月19日、町田法律事務所の大森鋼三郎団員（20期）が亡くなられた。3月に胃ガンで倒れ、全摘手術後の復帰をめざした静養の最中に肝臓への転移がわかり、約1ヶ月、急性の悪性ガンとたたかい、ついに眼を閉じられた。享年67歳。

私は1986年4月、八王子合同法律事務所でも弁護士活動を始めた。この年11月に町田市玉川学園で日本共産党国際部長の緒方靖夫さん宅の電話が警察により盗聴されていることが発覚し、私は、弁護団の一員として町田に通う日々となり、大森先生と出会った。大森先生は、すでに東京法律事務所を退所され、妻の典子団員とともに町田法律事務所を開設されていた。大森先生は、緒方さんと同じ町に住み、「盗聴事件を考える住民の会」の世話人、そして「警察による電話盗聴事件を究明する会」の事務局長として、1997年国家賠償を命ずる東京高裁判決が確定するまで、国内のみならず、国際的な人権運動として発展させることに尽力された。

1995年緒方さんが参議院選挙東京地方区の候補者となったとき、緒方さんの「兄貴分」を公称する大森先生は、事件支援者とともに「人権緒方の会」をつくり、元旦の朝5時起きで高尾山に向かい、登山口での緒方さんの宣伝行動に参加し、周りの人々を鼓舞された。そして見事緒方さんは当選された。

私は、1991年にまちだ・さがみ総合法律事務所の開設に参加することになった。大森先生は、自分の事務所のすぐ隣にやってきた同業者をあたたく迎えてくださり、以後、坂本弁護士一家を救出する町田の会、町田弁護士クラブの立ち上げ等に一緒に取り組んだ。大森先生の戦略建てと推進する馬力はすばらしく、地域運動における弁護士の存在が大きく発展した。

大森先生は本業と運動にも増して、麻雀、囲碁、ゴルフ、スキー、釣り等の趣味の世界が広く、深く、持ち前のセンスの良さと勝負感から、スキー以外はそれぞれ第一級の腕前であった。大森先生が弁護士会の会務に参加している姿をついぞ拝見したことはなかったが、会と派閥を越えて、弁護士業界の中に実に多くの交友関係をもっておられたのは、この趣味のなせる技であった。

私が、大森先生ともっとも多くのときを共有したのは源流・岩魚釣りの旅であった。ここでは同期の岡村親宜団員との40年間にわたる刎頭の交わりを観察させていただいた。大森先生が、あれが食いたい、これが飲みたいと欲求し、岡村先生が巧みにこの要求を実現する。美味しい、旨いと飲み食いした大森先生は、俺は寝るぞ、あとは任せたと行ってテントにもぐる、明け方、今度は、おしっこだ、と大声で宣言をして騒々しくテントをはい出る、そんな大森先生の自然に生きる姿があった。

大森先生は、人と人の間に垣根をつくらぬ、懐深い生き方を貫かれた。これは大森先生の、誰からも警戒されず、愛される天性の人柄のたまものである。

大森先生は、自分の頭で考えること、戦略を練ること、常に合理性を検証し追求すること、仕事は先延ばししないこと、を日常化された。この点では、厳しかった。漫然と行動をしていると、工夫のなさ、無駄を容赦なく指摘された。大森先生は、この意識化により、

俺流の基軸を定め、時間を創り出し、人に倍する濃密な人生をおくられた。

今年は、電話盗聴事件をともにたたかった、塩田庄兵衛先生（都立大・立命館大名誉教授）、上田誠吉団員の訃報に相次いで接する悲しい年になった。

大森先生、先生が旅立たれた日、私は南アルプスの峪で、先生から教授を受けた毛鉤釣りで、朱斑点の尺岩魚を二尾あげましたよ。これからは自分で磨きをかけます。先生は、天国では何を楽しめますか。

幹事会議事録 7月23日 12名参加

報告事項

1 この間の弾圧情報

2 吉祥寺街頭労働・生活相談（7／21）

天候不良により7月30日（木）に順延、時間は5時半から7時半

3 支部費滞納者と退団者調査

（1）支部費滞納者

催促の文書を送ったところ、1人から支払いがあった。

残りの滞納者に支部長と事務局長から確認の電話をする。

4 サマーセミナー中止の件

総選挙直前につき中止

裁判員制度について11月あたりで交流会をしてはどうか。実践例、裁判所や検察官の対応等。

本部主導でやってみてはどうか。本部では米国の弁護士ピーターアーリンダーから学ぶ企画を予定している。総会で裁判員裁判についての企画をやってみてはどうか、本部に提起する。

5 裁判員裁判弁護人就任者情報

6 古稀表彰者推薦文担当者を決める

東京支部6人につき自己紹介と他己紹介。

他己紹介を先に作ってそれを本人に見せて自己紹介を書いてもらうのが普通。

実際には本人に紹介者を選んでもらって依頼する。

佐藤が宮里、亀井、伊佐山の各団員に、横山が石野団員に電話する、その他は本人任せ。

討議事項

1 情勢（特に都議選がらみで）

憲法問題／取り組みについて

① 9条の会を支える法律家の会の会議では大変な危機意識。二大政党制がもっと進んでいくのではないか、それを支えるのが選挙制度、日米の政界での違いは日本には共産党があること、政権交代が流布されているが政治は変わるのか、むしろ反動的な動きが進むのではないか、小選挙区導入の際、中小政党消滅の危険が議論された。

② 都議選目立った弾圧なかった、共産党70万確保は東京ブロック2議席分となる。民主党54+ネット2+無所属2、共産党8でキャスティングボード握る。石原息子2人が落選してオリンピック駄目なら石原都知事投げ出すだろう、野党としてオリンピック、築地市場、新銀行、病院の問題

総選挙で民主中心の政権ができた場合、プラスの政策があったとしても平和、消費税では問題、比例をへらしてという動きもある

比例削減の影響は社共はもちろん公明も受ける、公明は抵抗する、自民は公明の支持を受けて当選している、自動的に自民や民主の思い通りに行かないだろう

③ 安倍内閣以前は自民・民主仲良くやっていたが、安倍内閣は自分がやるとだったので民主怒った、また自民・民主が手を組むと危険、自民は方針転換した、ナショナリズムの安倍流の改憲は無理、それに代わる貢献論、今回の海賊もそう、安保理に基づいて行ったのだから良いのでは、誰が当落しようと北朝鮮の情勢を国民は気にしている。本部では北朝鮮問題についてまとめる予定、北朝鮮にも良いところあるのでは、ハノイの大会、韓国の代表は来なかったが、北朝鮮の代表は来た、

I A E Aの職員の半分を日本の原発に派遣している、米国は日本、ドイツに拡散させない政策を取っている。

自公民を支持する国民なら9条変わってもおかしくないが、支持する国民多数を切り崩すために北朝鮮の問題を持ち出すがそれに対する抵抗の世論が形成されていない、初めて弾道ミサイル実戦配備したことに対し平和外交せよとの世論が形成されていない
北朝鮮の歴史的な位置、到達点をきちんと見ることが大事、米国は孤立化政策、国交回復していないのは日本と米国だけ、団で扱えなかったのは拉致問題がネック、6カ国協議が進まないのは日本の責任。

韓国民弁の弁護士と議論したらどうだろう

韓国の北朝鮮脅威論はなくなった、日本では北朝鮮の見方について議論できていない

教科書採択問題

2年後はヤマ場、採択される危険は東京都、具体的には中高、養護。杉並区、歴史のみ前回採択。本部では大上段に構えず、本部と支部で抗議声明を出す

東京都採択延期、杉並区8月12日採択予定

大々的に必要なのは2年後

全ての公民教科書を読んで意見書を出すという活動を支部は4年前にやった

2001年の運動は支部から始まった、採択に際して検討した教科書の数について確認

3 支部HP

見積もり取ったのは4社、きかんし印刷に決定、デザインのパターンを用意してもら

4 支部ニュース

HP、団通信との関係、HPは団外に知らせるもの、
内容については見直ししながら作成すれば良い
HP過去の情報を集約しておく、図書室の役割
団通信は事務局長一任、10日に一度、支部ニュースは月一度なので企画もの、事務所紹介、団員の記事、事務所の紹介はあってよい、リレー発言、しりとり
広報委員会を作ってみてはどうか、
本部でも広報委員会設立の話があったが、結局団の活動を知っていないといけないので断念
大事なのは読んでいるかどうか
団員の意見は意外と均一、幹事会で整理して
広報だと面白くない、興味を持てる記事を
執筆者を広げる、知り合いが書いていると読む
エッセイでも良い、コーナーを作る
弁護士会の本には趣味の欄がある
法民には川柳・俳句の欄がある、回文
自分が事務所訪問した形で事務所紹介
リレーエッセイ、事件でもプライベートでも800字程度
半年ごとの新人弁護士の覆面座談会、仕事、失敗談
失敗談はベテランの方が良い。

5 オリンピック

コペンハーゲンには9月28日に高石、井上が先乗り、10月4日午前中成田着
費用23万円
要請行動の内容はこれから、ドキュメントは適宜送る

6、本部から幹事及び常任幹事の推薦について

三役は常任幹事になる
支部が事務所に連絡する

日誌

- 7月18日 自由法曹団常任幹事会
- 21日 自由法曹団将来問題委員会
- 23日 支部幹事会
- 24日 大量解雇阻止全国対策会議
- 28日 自由法曹団司法問題委員会
- 30日 自由法曹団市民問題委員会／自由法曹団常任委員会
- 8月6日 自由法曹団ソマリア問題委員会